

様式 2

随意契約結果表（委託等契約）

所属名	富士・東部林務環境事務所
契約締結年月日	令和 7 年 7 月 14 日
契約者名	山梨県甲斐市下今井 2 8 6 8 番地 一般財団法人 山梨県森林総合コンサルタント 理事長 東 條 初恵
契約名	大沢分収林収穫調査業務委託
契約金額（税込）	調査業務委託費用：2,530,000 円
随意契約理由	本業務は、分収林収穫事業に必要な実地情報を得るために、調査測量を委託に付すものであり、森林及び樹木に対する高度な知識、応用力と客観性が求められることから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号に合致するため、随意契約とするものである。 なお、本調査測量を委託に付す場合の委託先の選定としては、「収穫調査測量の委託に関する取扱要領」（令和 5 年 3 月 29 日県有第 2292 号 改正）により、「本委託業務は、森林及び樹木に対する高度な知識、応用力と客観性が担保されていることが必要であるため、受注者は次の基準のすべてを満たさなければならない。（1）技術士（総合技術管理部門（森林部門）又は森林部門-林業・林産）の資格を有している者が在籍していること。（森林整備事業指名業者選定要綱による雇用管理等状況調書に記載していなければならない。）（2）山梨県物品等競争入札参加資格[7 0 その他役務]—[3 森林整備]の業種登録を有し、山梨県物品等競争入札参加資格[5 1 買入れ]—[3 木材買入れ]の業種登録を有しないこと。」としており、以上の要件を満たす者は、県内においては、（一財）山梨県森林総合コンサルタントのみであるため、財務規則第 1 3 7 条第 3 項により見積合せを省略する。

随意契約の適用条項	<u>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</u> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき <u>財務規則第137条第3項</u> 3 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、見積書を徴さなければならない。この場合、特別の理由がある場合を除き、予定価格が十万円以上のときは、二人以上の者から見積書を徴さなければならない
-----------	---